[事案 2020-148] 新契約無効請求

• 令和 3 年 6 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不適切な募集行為を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年 5 月に契約した終身医療保険および外貨建終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 親権者の同意がないまま本契約が成立した。これは不適切な募集行為である。
- (2)募集人から、資金援助目的で既払込保険料を含む金銭提供を受けていたことから、本契約が無効であれば、既払込保険料は自分に返還されるべきである。

<保険会社の主張>

募集人による特別利益の提供、情報の提供義務違反、顧客の意向把握義務違反があったこと は認める。しかし、既払込保険料の実質的な負担者は募集人であるため、申立人に既払込保険 料を返還することはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、 和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。